

議案第3号

安中市職員定数条例の一部を改正する条例について

安中市職員定数条例を次のように改正する。

令和8年2月25日提出

安中市長 岩 井 均

## 安中市職員定数条例の一部を改正する条例

安中市職員定数条例（平成18年安中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「他の地方公共団体に派遣された職員」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 他の地方公共団体に派遣された職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 育児休業中の職員
- (4) 自己啓発等休業中の職員
- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年安中市条例第27号）第2条第1項の規定に基づき派遣された職員

第2条に次の1項を加える。

- 4 第2項各号に掲げる職員が復職し、又は復帰した場合において、職員数が第1項各号に定める職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。